

再 審 査 申 立 書

2007年（平成19年）9月25日

中央労働委員会会長 殿

再審査申立人 大阪市北区東天満2丁目2番5号
管理職ユニオン・関西
代表者執行委員長 本 田 直 明

被申立人 和歌山県伊都郡高野町大字高野山132番地
宗教法人高野山真言宗
代表者 代表役員 松 長 有 慶

被申立人 和歌山県伊都郡高野町大字高野山132番地
宗教法人金剛峯寺
代表者 代表役員 松 長 有 慶

上記当事者間の大阪府労働委員会平成18年（不）第1号不当労働行為救済申立事件について、2007年9月20日、大阪府労働委員会が再審査申立人に対して交付した命令が不服であるので、労働委員会規則第51条1項に基づき、再審査を申し立てる。

第1 不服の要点

- 1 初審命令の主文を取り消す。
 - 2 再審査申立人の救済申立を認容する。
- との命令を求める。

第2 不服の理由

不服の理由については、追って主張する。

以上